學濟經學大國帝都京

號

卷八十二第

行發日一月三年四和昭												
東京市財政十年	地方費に對す	通貨主義ミリ	ワーゲマン教	雑	大阪為替會社	美濃國騷擾	最近の諸國幣	說	財産生命保	總合社會學概	電氣稅	論
- 年 計	る國	カー	授	俎	の	史	開改革	**	險	念	論	###
畫	庫補	Þ.	一景	錄	業務	•	0	范	•			叢
	助	の貨幣論	の「景氣變動論		•	•	傾向		:	•	•	
	•	論	論		•	•			•	•		
・經濟學博士:	· 經濟學士	經濟學上	· 經濟學士		超濟學士	經濟學士	· 經 灣 學 士		・經濟學博士	文學博士	·法學博士	
汐	安	有	谷		杳	淅	鳥		小	米	痈	
見	田	井	口		野和	Œ	本		鳥昌	田庄	F	
Ξ	元		吉		太				太	太	Œ	
弧	七	活	彦		য	巖	融		鄅	胍	雄	

禁

載

第二十八卷 四

第三號

二三元

開を云 八三 從つて有くも .š.

ŭ

府

脈叉は

îlî

prj.

材

と云

髎

10

剉

ĩ.

1.

家间 助成

0) [.s

V)

łζ

國家經

ðί 攪

Ŀ

地 Ū 36

芳團

ひうるであらう。 -1-ÚΩ

今此意味に於ける國 地方役に對する 汉以时 勤勢に對する報償 IC BAI ľχ Ϊij してである。 髮助

國

Ыi

補助 補助

とは、 或は

地

方谢 俪

償

棠

Ø

μĪί

に對し

定流を下

ば

νò

1.5

łζ

地

Jį

() 13 Ø 也

た國

る 圆 Ĭζ ild 0)

牃

崩

朴

なる

並

芳團 ک د

捌

łζ

劃

7

る

對し交付するも 補助 は前者特に道府 Ø 他

のとの二つがある。

İИ

Ю į

IC

對し交付す ijj

るも

のと鷲利

來因 庫より Ø)非潜利

微共

ĴĠ

支川

る補

介.

Ø

Ĵį

摵

補助 1111

對す ろ

國 膩

H

护

范 ئ] ،

1 | 8 C II 國家が ijĿ

に問題とす

[「]商品はその價格が貨幣の申減に 比例して騰落する,と云本事實を 私は筆 13) スあらぎる事實と 假定する・・・・] (Essays. p. 93.) 尚 Principles. p. 2 。 淵泰

Zur Kritik der politischen Oekonomie.-Verausg. von 14) K. Marx; Kautsky, 1924. S. 178.

報償 の事

の爲 柔

にせられる出揖ならば、

共名称の如何

を問 する

h

ず

錐 鉄

の助成又は財政的援助或は國家的

勤勞に對

地方費に對する國庫補 崩

第二十八卷 一三六

術 生費 補助: 文化 過補助、 運輸費補助

補助 之は二の特別費補助 を細別 したものであつて、 補

助

(四豫算補助、精算補助、 すべき費目を標準としたる分類である。

る 績により補助金額を算出して交付するやの 助金を交付するか、又は補助すべき事業の執行 豫算補助は市町村の豫算編成上は好都合なるも 個別であ Ø 雷

濫費し易く必要以上の額を假に豫算にあぐる事

吹の如く分類

せられる 市町

· 府縣費補助、

村費補助

之は補助を與ふる團體の如何によつて區別したもの

れてゐる事がある

との意味に於ける地方費補助は種々な標準に據つて

(又は助成費)獎勵金(又は獎勵費)等の名によつて呼ば

る國庫補助は、

或は下渡金、

交付金、

補給金、

助成

金

補助すべき地方團體の事業の豫算額を目當とし

ぞ棚

法令其の他に定められたる所を見るに、地方費に對す

此處に云ふ補助金に包含せられるのである。實際

Ą 故に國庫の立場としては、 必ずや事業執行後決 が あ

算書をとり、若し狄算金額が補助金交付の指令をう

付した補助金の全部又は一部を還付せしむる様な方 けた當時に於ける豫算金額に達せざるときは其の交

二一般費補

助、特別

費補

莇

之は地方團體

の經

一湾一般を補助するか又は特別

Ö 贄 である。

條 法をとる必要がある(蠶病豫防費國庫補助規則 第五

ないが、 算補助にあつては 蠶糸業改良 獎勵費交付規則 第六條等参照)。 事業の執行後でなければ補助金の交付がな かゝる面倒な手續をとるの要は

土木費補助、 勸業費補助、 社會事業費 いから往々年度後に初て收入することがある。

の例としては現今沖繩縣に對する地方費補給がある

用に對し補助するかによる區別である、

般費補

助

三警察費補助、

のみである。

介所 良獎勵費をあぐべく、 像算補助の例としては、蠶病豫防費補助、 //補助, 感化院補助、 精算補助の例としては職業紹 公紅質屋補助等がある。

(五直接補助、 補助すべき事業を爲す團體に對し直接補助金を與ふ 間接補助

桑園改良事業に對し補助金を交付する際の如き、 條第五號によつて郡市町村農會共の他の團體が爲す 區別である。 を與ふる事によつて問接に其事業の助成を爲すか るか、又は其事業を爲す團體の上級地方團體に補助 例へば囂糸業改良獎勵費交付規則第二

ある。 家は府縣に對し補助金を交付し府縣は其補助金を當 該團體に取次ぐ事になつでゐる。 又傳染病像防費補助では、 國は府縣をして市 とれが間接補 崩で

ĸ

町村の支出の六分の一乃至二分の一の補助を爲さし

國庫自身としては道府縣の支出した豫防費丼に

る國庫補助には直接補助と間接補助の二つの方法が 地方費に對する國庫補助

を補助する事となつてゐる。即傳染病豫防費に對す 道府縣の市町村補助費に對し六分の一乃至三分の一

> (六)定額補助、 併せ用ひられてゐる譯である。 比例補

蠶糸業改

現今では北海道拓殖地警察費補給があり、又大正十 常は比例補助であつて、 に對する比例額を以てせられるかの區別である。 補助金の定め方が定額を以てせられるか又は共費目 定額補助に屬するものは、

通

七一時的補助、 其例が甚だ少い 繼續的補助

四年迄存在してゐた島地警察費補給等が之に屬し、

國

續的補助である。 的補助と云ひ、 建設費其の他の臨時費に對して爲される補助を一時 經常的經費に對し爲される補助が 公益質屋建設費補助にあつて、 継 訤

備に要する經費即ち創設費、

改良費擴張費及之に伴

する經費の一部を負擔すべき事を規定してゐるのは 國庫負擔法では市町村立尋常小學校教員の俸給に要 してゐるのは一時的補助の例である。 ふ初度調辨費の二分の一以內を補助すべき事を規定 叉錢粉教育費

四八五

第二十八卷

微續的補助の例である。

尙警察費に對する國庫下渡

さて図は地方費に對し何故に補助を必要とするか。

之に伴ふ初度調辨費及二其他の諸費に對し補助する 金の如く警察費及警察廳舍建築修繕費に 對 又職業紹介所補助の如く一職業紹介所建築費及 口し補助

のは、 包含せしめたものである。 一時的補助と繼續的補助とを一の法規の中に

> 場合と、三、其他の場合との三つに分つ事が出來る。 命ぜられる場合と、二、地方團體の間有事務に關する その原因は一、國家の事務に付地方團體が經費負擔を

第一は國家の事務に付地方團體が經費の負擔を命ぜ

八分擔補助、

出費補

意味の下に、 補助とを別つ。分擔補助は、 *自己に闘する利益を標準として出費を分擔するの 國家が地方團體に補助を與ふるもので 國家と地方團體とが各

とは、 教育費國庫下渡金や警察費丼に警察廳舎建築修繕費 ある。之は連帶支辦金と云ふを適當とすべく、 に對する國庫下渡金の如きは之に屬する。出費補助 其地方團體の事業の助成叉は財政援助の爲に 義務

補助が與へられる理由如何によつて分擔補助と出費 負擔を伴はざる場合とにする。 の負擔が事務の負擔を伴ふ場合と經費の負擔が事務 らるゝより生ずる補助金であつて、更に細分して經費

A經費の負擔が事務の負擔を伴ふ場合

市训第二條、 現今地方團體は自己固有の事務を有してゐる外に國家 より委任せられた事務を有してゐる(府縣制第二條 して爲さしむる事がある。 國家は便宜上本來自己の爲すべき事務を地方團體を 町村制第二條參照)。 とれ所酮委任事務である。 此委任事務の 中に

體が協力する所のものである。例へば國稅の徵收を市 をも有しないもの卽櫲續たる國家的利益の爲に地方團 は共事務たるや當該地方團體には何等の利 害關係

ಶ್ಗ

する補助金であつて、

勸業費補助や海運工作廳所在

二つの性質の異つたものがある。

市町村が交付する所の市町村助成金等は 共 例 で あ

MJ 村に於て爲すが如き之である。 かゝる事務に對し國

委任事務中の第二種として、其委任事務が專ら國家

峉 は之が徴收の費用を賠償するの意味で、 **敷で國家が直接徴收するは困難であるから之が徴收** 徴収する義務を有してゐる。 稅 が補助金を與へるのは、當該地方團體をして其事務に は市町村の協力を竢つのである。そして一方國庫か 行制度では市町村は地租、 の爲に要した費用を地方團體に賠償するのである。 (んで從事せしめんが爲の獎勵の意味をもつて此事務 營業稅 個人の營業收益税、乙種の資本利子税を 第三種の所得に 係る 所得 此等諸税は納税義務者多 其徵收金額 現 Ö 6 κ

收交付金たるものは市町村が徴收に要する費用より多 とゝなつてゐる。 に攥つたのであるかは之を明にするを得ないが、 の割合を以て計算したる金額を其市町 百分の三に相常する金額及納税告知書一通に付金二錢 此國稅徴收交付金の算定の基礎は何 '村に交付すると 此徵

> 驗場、 ある。 學校、 所又は消毒所の設立を市町村に委任 國家の事務といつても結局は一般地方人民の利益 體 の利益に關するのみでなく、 **方的なる時は之を地方團體に委任するを便とする** し且其の費用に歸するものであるから其事務が將に にとつても重要な意義をもつ所のものがある。 地方農事講習所、 例へば尋常小學校、 實業學校、 專門學校、 **頹 番場、感化院、** 傳染病院、 地方測候所、 委任を与けた當該地 Ę 隔離病食 r|s 學校、 地方農事試 ので 師範 に歸 元來 方國

る から國家は補助金と云ふ形で之が費用の分任を爲すの するけれども國家に對しても利害關係の深い所である 癩療養所等の設置を道府縣に委任するが如 此等の事務に關しては之が經營を地方團體に委任 精神病院 き之であ

するものと、 が義務として爲すべきことを命ずる所謂必娶事務 此 種 の事務に對する補助の中でも國が地 單に地方團體に其事務を爲しうる權能を 方團體 r に之

继

入の確實を期さんが爲である。

家的事務たる徴收事務に從事せしめ、

國としても其收

少多いことが望ましい。

夫は市町村をして喜んで此國

である。

地方費に對する國庫補助

第二十八卷 四八七

一三九

蠸 鈋 地方費に對する國庫補助

興ふる所の隨意事務に對するものとを別ち考ふるを必

要とする。 若し必要事務として國家の利益にも闘する所大なる

ものを委任したならば、國は必ずや負擔分任の意味で

つて或は與へ或は與へざる事をうる。又必要事務に對 由を有してゐるから、 を考慮して自ら之を爲すとなさざるとを決しうるの 務なれば、地方團體は財政の許すや否や其の他の事情 補助を爲さなければならない。しかし其事務が隨意事 國の補助も國の財政の都合によ

助 必要事務に對する補助であるが、之等は補助する事並 對するトラホーム豫防費補助、傳染病豫防費補助等は すると隨意事務に對するとによつて補助の歩合を異に に補助歩合等は確定的に法律で規定せられてゐる。然 してもよい。例へば道府縣に對する地方感 癩療養所費補助、 傳染病豫防費補助、 及市町村に 化院 費補

> 度鎮算の範圍内に於て補助金を交付す』 『農商務大臣は畜産の改良増殖を奨勵する爲本則に仮り採年

と規定してゐる。 補助の確否は國家豫算の通過を待た

度の豫算の如何に依つて左右せられるのである。 が、此等費目に對し何割を補助するかといふ事は毎年 ねばならず、又同令第二條に補助費目は擧がつてゐる

ち設置命令により設立せられた結核療養所に對しては 意事務たる際とにより補助の歩合を異にしてゐる。 叉結核療養所の設置にあつては必要事務たる際と隨 卽

(一)結核療養所の創設費及擴張費竝に之に伴ふ初度調辨費 二分の一

(二其の他の經費

四分の一

左の區分に依り補助する。

區分により補助する。 然るに設置命令によらず設置するものに付ては左の

二共の他の經費 (一結核療養所の創設費及擴張費並に之に伴ふ初度調辨費 八分の一乃至六分の 四分の一乃至二分の一

八年農林省令第十五號道府縣種畜場補助金交付規則第 るに隨意事務たる道府縣種畜場に對する補助では大正

條に於て

(B 經費の負擔が事務の負擔を伴はざる場合:)

Aの委任事務以外に事務の負擔を伴はず單に經 擔せしめ、行政官廳として行ふ事務に付費用の全部又 を負擔せしめられる場合がある。例へば地方團體 員に委任せられた事務に對し地方團體をして經費を負 費 の史 のみ ねる。 する費用に就ては 其一部を 國庫より 補助する 事をう

地

方團體が 國家事務に付て 經費を 負擔する 場合は

ある場合に於て府縣道以下の道路の新設又は改築に

孠

道 事又は市町村長は委任をうけて國の營造物 たる府縣知事の管理する所であるが、共に其經費の負 は一部を其地方團體に於て負擔する事がある。 市町村道の管理者となり、 國道に付ては行政官廳 70 る 府縣 府 911

察費、 於ケル費用ノ府縣負擔ニ闢スル件(大正十五年勅令第 擔は地方團體たる府縣又は市町村の負 三三八號)」で府縣の負擔とせられてゐる。 警察廳舍修繕費、 河川費、港灣費等は「府縣 ふ所である。 矢 張 (A)

ある。 於て『國道の新設叉は改築に要する費用及特別の事由 と同様、其事務が國、地方に通じて利害關係の深いも のであるから、國地方に於で經費の分擔を爲す意味で 例へば道路法に付て見れば道路法第三十五條に

此等の費用に對して國が補助を與へるのは、

が

より國家の利害に闘する所大なるものあるが爲であ

府縣道以下に對しても『特別の事由ある場合』に

ては前述の規定により補助を與へる。

此特別の事由

る』旨の規定があつて、夫に基き大正十年内務省令第 一號(大正十五年内務省令第三十八號にて改正)が出て

分ノートス、低シ特ニ必要ト認ムル場合ニ限リ補助ノ率ラ 第二條、國道ノ新設又ハ政築=嬰スル費用ノ國邱補助ハ二 皮ノ 政算内=於テ本令二依リ之ッ行フ

第一條、道路法第三十五條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ當該年

即ち國道に對しては國家が厚く補助する所以はもと 高ムルコトヲ得 國庫補助パ三分ノートス、但シ特=必要ト認ムル場合ニ 旺 第三條、府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ政欒ニ嬰スル費用ノ ŋ 補助ノ率ヲ高ムルコトヲ得

長より各地方長官宛に出した通牒に於ても此趣旨は親 事を要するのである。太正九年丼に大正十年に土木局 るや補助の性質よりして國の利害に關係深いものたる

第二十八卷 四八九 匹

地方費に對する國庫補助

銤

事務を云ふのであるから、

此事務遂行はもとより自己

はれる(胜)。

飳 大正九年發甲第四十三號道牒府縣道新設改築饗園庫

府縣道政良数ニ對スル國庫補助ハ・・・・・軍事上其ノ

他特殊ノ事由アル府縣道ニ限ル次第ニ候處・・・・以

下略

闘スル件 大正十年發土第三十一號通牒府縣道路對國庫補助

・・・・・遺路公饋法ヲ以テスル府縣道路復ニ對スル闡

ラルトモ右ニ該當セサルモノハ到底詮議難和成義ニ 方針ニシテ假令管内全部ノ府縣道改良計畫ヲ樹立セ 庫補助ハ軍事上共ノ他特殊ノ事山ニ依り國家的見地 候條御承知相成废為念申述候 **ニ基キ共ノ新設改築ヲ必要トスル府縣道ニ限ルヘキ**

坱

公益質屋建設費補助等の社會事業費補助、上水道

が故である。 が國に對し政治上又は經濟上重大な影響を持つてゐる 又港灣貨補助に就ても其補助を與ふる根據は其港灣

3 第二は地方團體の周有事務に對する補助の場合であ

βŻ

A事業の助成の理由による補助

務の助成と財政補助との二つの理由によら ねば なら である。從つて國家が之に對し補助を與ふるのは、 の收入を以てすべく何等國家の保護を要求し得ないの

事

金を與へ助成する事とする。不良住宅地區 改 警費 補 ら之を奨励するの必要を認める時には、 利益自身は專ら地方的のものとしても國家的見地 此事業に補助

な地位を占める勸業費補助の如きは之に屬する。 及下水道費補助の如き衛生費補助及補助費中最も重大 何が故に國家は此等事業を助成するのであるか。或

は共事業が收益を伴はず(不良住宅地區改善、下水道

事業等)、又は經費の多大を要するが爲(上水道等)、

もと~~固有事務と云へば地方團體の存立目的たる も奨勵の價値ある場合は地方團體に補助を與へ其の事 題となるのである。卽ち其事業が國家的見地からして 地方團體獨自の力では之を遂行するを躊躇する時に問

業を遂行せしむべきである。 くは農業補助であるが、 地方團體の勸業的施設に對し 勸業費補助の如き、 其多 該府縣の起債額、 られてゐるのであるが、 其内規ば種々な標準例へば當

に爲されるのである。 B財政補助の理由による補助

補助し間接に該産業の發達を助成するが如き趣旨の下

一方團體の資力が貧弱であつて當然爲すべき事務を

もなし得ざる時、 體の需要に應する事がある、 國庫は之に對し補助を與へ其地方團 **(沖繩縣 地方費補給** の如

なるありて其財力の均一ならざるは、やむを得ない所

き然り)。

蓋し 地方團體間に於ても 富めるあり、

貧弱

ある。

だ難く且つ其標準自身も時勢と共に變遷を爲すもので

である。貧弱なる地方は其地方民に過重の負擔を爲さ

來るのである。國家がかゝる富裕な地方からの收入を は輕い負擔を以てして尚有り余る財力を擁する事が出 しめて尙且其財源に不足する狀態にあり、 富める地方

以て貧弱地方に對し補助を與へるのは、幾分負擔の不

大殿内粉兩大臣の協定に基く内規を標準として補助せ 鉄 地方費に對する國庫補助

府縣債利子補給(災害復舊上木借入金の利子補給)は

均衡

?を緩和するの働がある。

前々年度の直接國税調定濟額の一月平均額及前 τ の月數割調定濟額の一月平均額をとつてゐる。 めたものであるが、 定められてゐる。又特別市町村に對する義務教育費國 心してゐるのであるが、 庫下渡金の増加配當は此處に云ふ財政補助の意味を含 如何なる地方が財政上貧弱なりやの標準を得る 直接越稅額、 其特別市町村の認定標準として、 全國一率の標準を得る事は甚 府縣稅額等を参酌して 此は總 女年度 に苦

く一時的のものである。 を帶ぶるものであるが、 右に述べた貧弱地方の財政補助は、 非常災害の爲の財政補助は全 Þ 人繼續的]性質

庫補助規程』では其第一條 災害上木費國庫補助 が設けられてゐる。 現今災害土木費補助に就ては法規により一定の規準 明治四十四年法律第十五號 ニ闖スル件』に基く『災害土木費國 ĸ

『府縣

四九二 第三號 四三

四

[邱八府縣災害土木費ガ共ノ府縣ノ地租額七分ノ一ヲ超過

以ルトキハ其ノ超過額ニ對シ左ノ區分ニ從ヒ補助スルコト

ノ四以内 超過額中地租額二分一以下ノ金額ニ付テハ其ノ金 額ノ十分

付テハ其ノ金額ノ十分ノ五以内 超過額中地租額二分ノーヲ超過シ地租額三倍以下ノ金額

超過観中地租額三倍ヲ超過シ地租額五倍以下ノ金額 三付テ

本共イ金額ノ十分ノ六以内超過額中地和額五倍ヲ超過 租額七倍以下ノ金額ニ付テハ其ノ金額ノ十分ノ七以内超過 ジ 担

額中地租額七倍ヲ超過スル金額ニ付テハ共ノ金額ノ十分ノ

Ш 「際負擔能力の標準となつたのは地租のみである。

矢張少くとも三國稅を標準とすべきであらう。 以 Ŀ は財政補助の一般標準であるが、 過般の關東大

慶災の如きは此常規によるべきでないから、 復興事業の成就を助けたのである。例へば震災に因る 費のみならず種々な經費に付異例の補助率を以て復舊 災害土木費補助に就ては大正十三年勅令第二〇三號が 公布されて前述の『災害土木豊國庫補助規程』に依らな 雷に上木

V 歩合が定められ てゐる。

縣

千葉縣、

タ得 埼玉縣、 大正十二年九月ノ震災ニ因ル東京府、 土木覺國庫補助規程ニ依ラズ左ノ區分ニ從ヒ補助スルコト 東京府 一帶阿縣及山梨縣ノ災害土木費ニ付テハ國庫ハ災害 ニ對シテハ府 工事費ノ八割以內及下級公共團體 神奈川

神奈川縣ニ對シテハ縣工事毀ノ八割 對スル府補助費ノ十割以內 五分以内及下級

ソ七割五分以内及下級公共團體ニ對スル縣補助費ノ十割 千葉縣、埼玉縣、 團體ニ對スル縣補助費ノ十割以 静岡縣、 及山梨縣ニ 對シテハ縣工事費

奈川縣ニ在リテハ其ノ八割五分、千葉縣、 及山梨縣ニ在リテハ其ノ七割五分ヲ赳ユルコトヲ得ス 共興體ノ災害土木費ニ對シ東京府ニ在リテハ共ノ八割、神 削項ノ規定ニ依 ル府縣補助蛩ニ對 スル補助ノ割合ハ下級公 埼玉縣 静岡縣

する震災地道路改良費に對し、 ムル場合』の規定を適用して神奈川縣及横須賀市 國庫補助規程の第二條及第三條に所謂『特ニ必要ト認 神奈川縣の分は國道改 に對

叉道路改良費補助に付ては前述の大正十年

の道

良工事費の三分の二、横須賀市の分は府縣道、

市道改

扎 舊費補助規則』(明治四十四年農商務省令第一六號) た 以 Ĵ: 例へば 一の關係は治水費補助、 復舊費補助に付ては、 勸業費補助等に於ても現 『荒廢地 ĸ 復

以內 よつて地盤保護植樹費に對しては其の經費の六分の 地 |盤保護工事費に對しては其の經費の三分の二

以内となつてゐるが、 震災陽係の荒廢林地 の復舊事業

に就ては大正十二年に農林省山林局長よりの通牒に 依

つて東京府及神奈川縣に對しては工事費の全額

Ŧ

奜

得ないのである。

從つて國有土地がその大部分を占

縣 闘縣、 Ш [梨縣に對しては工事費の六分の五以内 又用排水幹線復舊事業費補助、

を補助する事とした。 共

闹飼 耕地盤理復舊費補助、 造費補助 育所 營繕費補助、 漁具購入製補助 共同搾乳所營繕費補助、 共同作業場營繕費補助、 船曳場築造費補助等に於 漁船建 稚蠶

> ねるのではない。 し現今では一

たゞ其例

として海軍工廠關係

O

市

斻

ても特例的補助を爲してゐる。

ぜられる場合と地方團 二つであるが、 以上は國家の事務につき地方團體が經費の負擔を命 2# 最後に第三の場合として其の他の原因 地方費に對する國庫補助 饭 Ø 圃 |有事務に闘する場合との

による補助金を擧げる。

する國家の事業の助成又は財政的援助の爲の補助以 に種々な原因により補助が與へられる事がある。 國 政事 務に對する經費負擔により、 叉間有事 事務に對

Ą 國 (A)國有土地所在 有土地 町村制第百一條第四項によつて市町村税を賦課し に對しては市町 市町村に對する交付 村は市制第百二十一條第四

市町村の財政補助の意味で交付金が下渡される。 る市町村にありては、 をとり得ざる爲、 般的に國有地に對し此制度が認められ 財政狀態がかなり苦しくなる。 民有ならば當然とり得る所 しか 此等 Ø 稅

夥しく教育費衛生費等に多大の經費を要すると云 税がの收入少きのみならず大工場があつて勞働者 等市町村にありては廣大な國有地存在する爲地 村助成金及製鐵所關係の交付金の二つのみである。 和附 ふ特 の数 此

殊理由の存するによつて國庫交付金の下渡が爲されて 四九三 绕三號

ねるのである。

(B 横濱市稅補給

之は横濱市に於ける舊居留地に於ける市稅の滯納多

る い為同市に對し之に相當する金額を補給する ので あ 以 上, 地方費に對する國庫補助を各種の標準に基き

に如何に重要なる影響を與へるかは之によりて、明か 地方費に對する國庫補助が國家財政及び地方財政

であらう。

分類し、且つ交付の理由を三つに分ち説明したのであ

샕